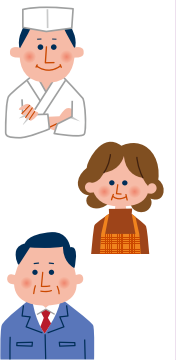


中小事業者向け 支援情報



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者向けの支援制度等を紹介します。

中小事業者向け緊急支援金(自己所有物件)を受け付けは12月25日まで

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が著しく減少している、自ら所有している市内の事務所や店舗等で事業を営む中小事業者(代表者個人の所有物件の一部を法人として店舗などに利用している場合を含む)に、令和2年度の固定資産税・都市計画税相当額の一部を支給します。申込期限は12月25日(金)〔消印有効〕です。申込方法等、くわしくは市ホームページを

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の方に対して、令和3年度の償却資産と事業用家屋にかかる固定資産税・都市計画税を軽減します。要件や申告方法等、くわしくは市ホームページをご覧ください。

●**主な要件** ▽令和2年3月～9月のいずれかの月の売上高等が前年同月比50%以上減少、もしくは3月～9月の任意の3か月の売上高等の合計が前年同期比30%以上減少している▽昨年中の年間売上高等が130万円以上▽不動産収入については法人に限定する、など。

●**支給額** 令和2年度に課税された市内の事務所や店舗等にかかる固定資産税・都市計画税の8割相当額(1事業者当たり上限100万円)。

●**軽減割合** 令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している場合は2分の1。50%以上減少している場合は全額。

●**受付期間** 令和3年2月1日(月)〔消印有効〕まで

●**課税課償却資産係・内線1224** 28、家屋係・内線1224

公的融資説明会

日本政策金融公庫、東京信用保証協会、立川商工会議所、立川市が国、東京都、立川市などの公的融資について説明し、その後、個別相談会を行います。新規の申し込みはもちろん、借り換えなどを考えている方はぜひご参加ください。

●**対一般の中小事業者、事業を始めてまもない方、これから事業を始める方** 12月4日(金)午後1時30分～4時30分 立川商工会議所(曙町2-38-5) 定20人(申込順)

●**立川商工会議所中小企業相談所** (527) 2700へ

TOKYO交通安全 キャンペーン

12月1日
～7日

悲惨な交通事故を防ぐために、信号や道路標識を守るなど、交通ルールとマナーを再度確認しましょう。信号が青でも左右の安全を確認する、信号無視や横断禁止場所の横断をしないなど、少しの工夫で防げる事故もあります。事故に遭わない、事故を起こさないようにご協力をお願いします。



キャンペーンの重点 ▶子どもと高齢者の安全な通行の確保 ▶飲酒運転の根絶及び高齢運転者等の交通事故防止 ▶自転車の交通事故防止 ▶二輪車の交通事故防止 ▶違法駐車対策の推進

問交通対策課交通企画係・内線2280

固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の方に対して、令和3年度の償却資産と事業用家屋にかかる固定資産税・都市計画税を軽減します。要件や申告方法等、くわしくは市ホームページをご覧ください。

ンターへ」とお伝えください。

土地・家屋調査を実施中

市は、来年度の固定資産税の課税に必要な評価額を決めるため、新築や増築した家屋と土地の現況調査を行っています。身分証明書を携帯した市職員が家屋の間取りや仕上げ材を確認したり、宅地内や畑などに立ち入らせていただいたりする場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、今年、土地の利用状況に変更があった方は土地係まで、従来の家屋を取り壊して滅失登記が済んでいない方は家屋係までご連絡ください。

●**課税課土地係・内線1215**、家屋係・内線1221

住宅用地等の申告をお願いします

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、利用状況によって税額が異なります。そのため、家屋の利用用途などに変更があった場合、市への申告をお願いします。市内に土地または家屋を所有し、令和2年1月2日以降に利用状況に変更があり、次の事項に該当する方は、住宅用地等申告書を課税課土地係・家屋係(市役所1階38番窓口)へ提出してください(申告書は同係で配布)▽業務用(店舗・事務所など住宅以外の用途)家屋を住宅に用途変更した方▽住宅を業務用家屋に用途変更した方▽一棟の家屋に住宅用と業務用の部分があり、一部または全部を用途変更した方▽住宅用地の一部または全部を有料駐車場等に用途変更した方▽有料駐車場等の

一部または全部を住宅用地に用途変更した方

に誤りがありました。正しくは「0120(936)220」です。お詫びして訂正します。

《お詫びと訂正》

●**広報たちかわ** 11月10日号8面「たちかわ大好き!最大20%戻ってくるキャンペーン」の記事中、新たにPayPayを導入したい事業者向けの電話番号

「9210万円」とあるのは、正しくは「921万円」です。お詫びして訂正します。

プレミアム付食事券を販売しています

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により打撃を受けた飲食店を応援する農林水産省のキャンペーンで、プレミアム付食事券の販売が11月20日から始まりました。くわしくは、「Go To Eat キャンペーンTokyo」のホームページをご覧ください。



下記情報は11月18日時点のものです。

Go To Eat キャンペーン Tokyo

■購入をご希望の方へ

食事券にはデジタルとアナログ(紙)の2種類があり、購入金額に25%上乗せした分のお食事ができます。アナログ(紙)の食事券の購入には、スマートフォンまたははがきで、事前に引換券の申し込みが必要です。専用はがきは、市役所1階総合案内、窓口サービスセンター、各連絡所、女性総合センター等に設置しています(郵便はがきによる申し込み可)。

●**お客様サポートセンター** ☎0570(550)269(午前9時30分～午後5時30分。土曜・日曜日、祝日を含む。ただし、12月30日～1月3日を除く)

■参加をご希望の飲食店の方へ

参加飲食店を随時募集しています。都内の飲食店舗であることや感染症対策に取り組むことが参加条件となります。

Go To Eatキャンペーンのオンライン飲食予約事業(ポイント付与)とは別に登録が必要です。



●**加盟店向けサポートセンター** ☎03(6746)4830(午前9時30分～午後5時30分。土曜・日曜日、祝日を含む。ただし、12月30日～1月3日を除く)